

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

(簡易吸収分割)
令和 5 年 2 月 14 日

デンカ株式会社

令和5年2月14日

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
デンカ株式会社
代表取締役社長 今井 俊夫

当社は、令和5年2月1日付でTDセメント販売株式会社（以下「TDセメント販売」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、令和5年3月31日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、TDセメント販売を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うこととしました。本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

令和5年2月1日付で当社とTDセメント販売が締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

TDセメント販売は当社の完全子会社であることから、本件吸収分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割の当事者に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び第5号）

(1) TDセメント販売に関する事項

① 成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

② 成立の日後に生じた重要な後発事象

TDセメント販売の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 当社に関する事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象）

① 中間配当の実施

当社は、令和4年11月8日開催の取締役会において、第164期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の中間配当について、令和4年9月30日最終の株主名簿

に記載された株主または登録質権者に対し下記のとおり支払いを行うことを決議し、同年12月2日に配当を実施しました。

- a. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額：1株につき70円 総額6,039百万円
- b. 当該中間配当がその効力を生じる日および支払開始日：令和4年12月2日

② セメント事業からの撤退の決定

当社は、令和4年10月25日開催の取締役会において、当社のセメント販売事業を、本件吸収分割によりTDセメント販売に承継させた上で、TDセメント販売の全株式を太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」といいます。）に譲渡することを決定し、同日付で太平洋セメントとの間で株式譲渡契約書を締結いたしました。また、当社は、併せて2025年上期を目途に石灰石の自社採掘及びセメント製造事業からの完全撤退を決議いたしました。

詳細につきましては、当社の令和4年10月25日付け「当社のセメント販売事業の会社分割（簡易吸収分割）による当社完全子会社への承継、当該当社完全子会社株式の譲渡（子会社の異動）及び当社のセメント事業からの撤退に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の令和4年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は465,179百万円、負債の額は239,387百万円、純資産の額は225,792百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。

本件吸収分割により、当社がTDセメント販売に対して移転する予定の資産の額は、令和4年3月31日現在で973百万円、負債の額は519百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。

また、本件吸収分割の効力発生日までの間についても、重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) TDセメント販売の債務の履行の見込みについて

TDセメント販売の設立時の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は0円、純資産の額は10百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。

上記(1)で述べたとおり、本件吸収分割により、TDセメント販売が当社から承継する予定の資産の額は、令和4年3月31日現在で973百万円、負債の額は519百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。

また、本件吸収分割の効力発生日までの間についても、重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後における TD セメント販売の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、TD セメント販売の収益状況及びキャッシュ・フロー等にかんがみて、TD セメント販売が当社から承継する債務については、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

6. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

デンカ株式会社（以下「甲」という。）及び TD セメント販売株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割会社・吸収分割承継会社の商号・住所）

本件吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件会社分割」という。）における吸収分割株式会社及び吸収分割承継株式会社並びにそれらの商号及び住所は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 吸収分割株式会社

甲 商 号 デンカ株式会社
住 所 東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

(2) 吸収分割承継株式会社

乙 商 号 TD セメント販売株式会社
住 所 群馬県高崎市八島町 58 番地 1

第 2 条（吸収分割）

甲は、甲が営むセメント及びセメント関連製品の販売事業（以下「本件承継事業」という。）に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を、吸収分割の方法により、乙に承継させる。

第 3 条（乙に承継する権利義務）

1. 乙が、本件会社分割により甲から承継する資産、債務、契約、その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。但し、承継対象権利義務のうち、その移転につき裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関からの許認可・承認等を要するものについては、当該許認可・承認等の取得を条件とする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割の効力発生以後、甲は当該債務を負わないものとする。また、会社法第 759 条第 2 項及び第 3 項の規定により甲と乙の連帯債務が生じた場合は、当該連帯債務の最終的な負担者は乙とする。

第4条（本件会社分割に際して対価として交付する金銭等に関する事項）

乙は、本件会社分割に際して、乙が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙は、本件会社分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本件会社分割の効力発生日（以下「本件分割効力発生日」という。）は、2023年3月31日とする。但し、本件会社分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件会社分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件承継事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本件会社分割の条件変更・中止及び本件吸収分割契約の解除）

本件分割効力発生日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、甲と乙の合意によって、本件会社分割の条件を変更し、本件会社分割を中止し、又は本件吸収分割契約を解除することができる。

- (1) 承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合
- (2) 本件会社分割及び本件会社分割に付随する取引の実行に重大な支障となる事態が生じた場合
- (3) 前2号の他、本件会社分割の目的の達成が困難となった場合

第10条（本件吸収分割契約に定めのない事項）

本件吸収分割契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本件吸収分割契約の趣旨に従って、甲と乙の合意によって決定する。

本件吸収分割契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各1通を保有する。

2023年2月1日

甲： 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
デнка株式会社
代表取締役 今井 俊夫



乙： 群馬県高崎市八島町58番地1
TDセメント販売株式会社
代表取締役 白山 裕



承継権利義務明細表

本件会社分割によって、乙が甲から承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。

1. 契約上の地位等（雇用契約を除く。）

- (1) 下記 2. の固定資産、並びに下記 3. の債務に附帯又は関連する契約を含む、甲を当事者として締結された本件承継事業のうち、セメント及び固化材の売買契約並びにこれに付随関連する契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、甲の本件承継事業以外の事業にも関連する契約については本件承継事業に関する部分に限る。

2. 固定資産

- (1) 甲が本件承継事業に関して所有する一切のサイロ（第三者に貸与中のサイロ及び移動サイロを含み、これに限られないが、青海工場内のサイロ及びすべての SS におけるサイロを除く）及びその附帯設備
- (2) 固化材の製造方法に係るノウハウその他の知的財産権

3. 流動資産

- (1) 現金：本件承継事業に属する預り金相当額

4. 債務

- (1) 本件承継事業に関する一切の預り金返還債務（但し、甲の関連会社からの預り金を除く）。



別紙2 TDセメント販売の成立日に係る貸借対照表の内容

貸借対照表
(令和5年1月12日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産] 現金・預金	10,000,000	[資本及び剰余金] 資 本 金	10,000,000
資産の部 合計	10,000,000	負債及び純資産の部 合計	10,000,000

以上